

令和7年度

全体実施設計

天竜川下流二期地区全体実施設計書作成他業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	全体実施設計 天竜川下流二期地区全体実施設計書作成他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目 的) 第1－2条	本業務は、全体実施設計 天竜川下流二期地区の全体実施設計書(案)の作成、事業計画書(案)の精査等を行うものである。														
(場 所) 第1－3条	本業務において対象とする全体実施設計 天竜川下流二期地区は、静岡県浜松市地内他2市1町で別添施行位置図に示すとおりである。														
(一般事項) 第1－4条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、土地の踏み荒らしや立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。														
(管理技術者) 第1－5条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>業務に該当する部門</td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	業務に該当する部門		シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
博士	業務に該当する部門														
シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木														
(照査技術者) 第1－6条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>業務に該当する部門</td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	業務に該当する部門		シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
博士	業務に該当する部門														
シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木														

項 目	内 容
(担当技術者) 第 1－7 条 (配置技術者の確認) 第 1－8 条 (保険加入) 第 1－9 条	(2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりする。 ①業務計画作成時 ②基本条件の設定時 ③細部条件及び構造検討節目の決定時 ④設計計算書、設計図、数量計算書等の作成時 ⑤その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。 担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。 受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

項 目	内 容																																		
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	設計の基本的事項に関しては、下記を優先して適用する。 他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>発行所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 頭首工</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 水路トンネル</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 水路工</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 ポンプ場</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(水田)</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(畑)</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>水道施設耐震工法指針・解説(2009年版)</td><td>(社)日本水道協会</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工(ゲート)</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き パイプライン</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き 開水路</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>土地改良事業設計指針 耐震設計</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>土地改良事業設計指針 ファームポンド</td><td>農村振興局</td></tr> </tbody> </table> 適用する図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。	名 称	発行所	土地改良事業計画設計基準 設計 頭首工	(公社)農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 設計 水路トンネル	(公社)農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 設計 水路工	(公社)農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン	(公社)農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 設計 ポンプ場	(公社)農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(水田)	(公社)農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(畑)	(公社)農業農村工学会	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	(公社)農業農村工学会	水道施設耐震工法指針・解説(2009年版)	(社)日本水道協会	農業水利施設の機能保全の手引き	農村振興局	農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工	農村振興局	農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工(ゲート)	農村振興局	農業水利施設の機能保全の手引き パイプライン	農村振興局	農業水利施設の機能保全の手引き 開水路	農村振興局	土地改良事業設計指針 耐震設計	農村振興局	土地改良事業設計指針 ファームポンド	農村振興局
名 称	発行所																																		
土地改良事業計画設計基準 設計 頭首工	(公社)農業農村工学会																																		
土地改良事業計画設計基準 設計 水路トンネル	(公社)農業農村工学会																																		
土地改良事業計画設計基準 設計 水路工	(公社)農業農村工学会																																		
土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン	(公社)農業農村工学会																																		
土地改良事業計画設計基準 設計 ポンプ場	(公社)農業農村工学会																																		
土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(水田)	(公社)農業農村工学会																																		
土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(畑)	(公社)農業農村工学会																																		
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	(公社)農業農村工学会																																		
水道施設耐震工法指針・解説(2009年版)	(社)日本水道協会																																		
農業水利施設の機能保全の手引き	農村振興局																																		
農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工	農村振興局																																		
農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工(ゲート)	農村振興局																																		
農業水利施設の機能保全の手引き パイプライン	農村振興局																																		
農業水利施設の機能保全の手引き 開水路	農村振興局																																		
土地改良事業設計指針 耐震設計	農村振興局																																		
土地改良事業設計指針 ファームポンド	農村振興局																																		
(設計条件) 第2-2条	(1) 本事業(天竜川下流二期地区)の対象施設は、下記のとおりである。 ・船明ダム ・船明取水工、船明管理棟 ・豊沢揚水機場 ・浅羽揚水機場 ・磐田原揚水機場 ・新浜名揚水機場 ・新橋揚水機場 ・左岸導水路 ・社山幹線水路 ・向笠御厨幹線水路 ・寺谷幹線水路 ・浅羽管路 ・豊沢管路 ・磐田原管路 ・右岸導水路 ・浜名導水路 ・新浜名幹線水路 ・水管理システム																																		

項 目	内 容																										
(貸与資料等) 第2－3条	貸与資料は、次のとおりである。 また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その他業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>平成 30 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その 2 業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>平成 31 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その 3 業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その 4 業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その 5 業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その 6 業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討補足業務</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 全体実施設計 天竜川下流二期地区事業計画補足検討業務 (暫定版)</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>天竜川下流農業水利事業 工事完了届 (国営)</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>国営天竜川下流農業水利事業 計画変更書</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>国営天竜川下流農業水利事業 計画変更説明資料</td><td>1 部</td></tr> <tr> <td>平面縦断図・施設図 (各施設)</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	貸与資料	数量	平成 29 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その他業務	1 部	平成 30 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その 2 業務	1 部	平成 31 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その 3 業務	1 部	令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その 4 業務	1 部	令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その 5 業務	1 部	令和 4 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その 6 業務	1 部	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討補足業務	1 部	令和 6 年度 全体実施設計 天竜川下流二期地区事業計画補足検討業務 (暫定版)	1 部	天竜川下流農業水利事業 工事完了届 (国営)	1 部	国営天竜川下流農業水利事業 計画変更書	1 部	国営天竜川下流農業水利事業 計画変更説明資料	1 部	平面縦断図・施設図 (各施設)	1 式
貸与資料	数量																										
平成 29 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その他業務	1 部																										
平成 30 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その 2 業務	1 部																										
平成 31 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その 3 業務	1 部																										
令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その 4 業務	1 部																										
令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その 5 業務	1 部																										
令和 4 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討その 6 業務	1 部																										
令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画 検討補足業務	1 部																										
令和 6 年度 全体実施設計 天竜川下流二期地区事業計画補足検討業務 (暫定版)	1 部																										
天竜川下流農業水利事業 工事完了届 (国営)	1 部																										
国営天竜川下流農業水利事業 計画変更書	1 部																										
国営天竜川下流農業水利事業 計画変更説明資料	1 部																										
平面縦断図・施設図 (各施設)	1 式																										
(貸与資料の取扱い) 第2－4条	第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。 (4) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 (5) 貸与資料により得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報について遵守するものとし、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。 (6) その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																										

項 目	内 容																																				
(関連業務) 第 2－5 条	本業務の関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。 <table><tr><th>番号</th><th>業 務 名</th><th>業務実施期間</th></tr><tr><td>1</td><td>全体実施設計 天竜川下流二期地区新浜名幹線水路基本設計業務(仮称)</td><td>R7. 4～R8. 3</td></tr><tr><td>2</td><td>全体実施設計 天竜川下流二期地区 3 条資格者整理業務(仮称)</td><td>R7. 8～R8. 2</td></tr></table>	番号	業 務 名	業務実施期間	1	全体実施設計 天竜川下流二期地区新浜名幹線水路基本設計業務(仮称)	R7. 4～R8. 3	2	全体実施設計 天竜川下流二期地区 3 条資格者整理業務(仮称)	R7. 8～R8. 2																											
番号	業 務 名	業務実施期間																																			
1	全体実施設計 天竜川下流二期地区新浜名幹線水路基本設計業務(仮称)	R7. 4～R8. 3																																			
2	全体実施設計 天竜川下流二期地区 3 条資格者整理業務(仮称)	R7. 8～R8. 2																																			
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3－1 条	本業務における設計作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 詳細は別紙 1 「設計作業項目内訳表」に示すとおりとする。 作業項目表 <table><tr><th>作業項目</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>1. 現地踏査</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>2. 資料準備</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>3. 総事業費資料の精査</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>4. 費用対効果算定資料の精査</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>5. 事業計画書（案）の精査</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>6. 全体実施設計書（案）の作成</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>7. 河川予備協議に係る資料の精査</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>8. 事前評価チェックリストの精査</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>9. 事業計画リーフレットのデータ作成</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>10. 照査・報告書の作成</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>11. 点検取りまとめ</td><td>1 式</td><td></td></tr></table>	作業項目	数量	備考	1. 現地踏査	1 式		2. 資料準備	1 式		3. 総事業費資料の精査	1 式		4. 費用対効果算定資料の精査	1 式		5. 事業計画書（案）の精査	1 式		6. 全体実施設計書（案）の作成	1 式		7. 河川予備協議に係る資料の精査	1 式		8. 事前評価チェックリストの精査	1 式		9. 事業計画リーフレットのデータ作成	1 式		10. 照査・報告書の作成	1 式		11. 点検取りまとめ	1 式	
作業項目	数量	備考																																			
1. 現地踏査	1 式																																				
2. 資料準備	1 式																																				
3. 総事業費資料の精査	1 式																																				
4. 費用対効果算定資料の精査	1 式																																				
5. 事業計画書（案）の精査	1 式																																				
6. 全体実施設計書（案）の作成	1 式																																				
7. 河川予備協議に係る資料の精査	1 式																																				
8. 事前評価チェックリストの精査	1 式																																				
9. 事業計画リーフレットのデータ作成	1 式																																				
10. 照査・報告書の作成	1 式																																				
11. 点検取りまとめ	1 式																																				

項 目	内 容
(作業の留意点) 第3-2条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第2-3条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・ 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 ・ 新技術情報システム（NETIS）は http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・ 「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 (7) 全体実施設計書（案）の作成に当たっては、分かりやすさに着眼し、以下に留意し資料を簡潔、明瞭に整理すること。 ・ 工事の実施計画については、最初のページに設計条件と検討結果を明記した上で、細論を整理すること。また、根拠とした報告書名を一覧表に整理すること。 ・ 数量計算書については、理解が容易になるだけでなく、チェックが容易となるよう数量の根拠となる計算式、図等を明示すること。 ・ 添付図面の一般計画平面図については、地区の施設、事業対象等をそれぞれ色分けし作成すること。また、主要構造物設計図については、対策工法や対策位置の理解が容易なレイアウトとすること。

項 目	内 容
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手段階 ※対面方式 第2回 中間打合せ（全体実施設計書（案）の構想段階） ※Web 会議方式 第3回 中間打合せ（全体実施設計書（案）の概定段階） ※Web 会議方式 第4回 中間打合せ（全体実施設計書（案）の精査段階） ※Web 会議方式 最終回 成果取りまとめ段階 ※対面方式 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	成果物を共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
(成果物の提出先) 第5－2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂 2 2 8 0－1 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「設計条件」に変更が生じた場合 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (7) その他重要な変更が生じた場合。
7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7－1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1【設計作業項目内訳表】

作業項目	内容	作業 数量
		当初
1. 現地踏査	現地確認を行い、施設の位置、地形、環境など地域の状況を把握する。	1 式
2. 資料準備	貸与資料の確認を行い、必要な資料の収集及び整理を行う。	1 式
3. 総事業費資料の精査	過年度業務により作成した総事業費資料について、数量、単価、歩掛、諸経費、根拠資料等の精査を行う。	1 式
4. 費用対効果算定資料の精査	過年度業務により作成した費用対効果算定資料について、最新の総事業費資料をもとに精査を行う。	1 式
5. 事業計画書（案）の精査	過年度業務により作成した事業計画書（案）及び補足説明資料、想定問答について、本業務及び他関連業務で検討した事項等を踏まえて精査を行う。	1 式
6. 全体実施設計書（案）の作成	上記の成果及び過年度業務等の成果を踏まえて、別紙 2 の【全体実施設計書（案）の構成】に基づき、全体実施設計書（案）を作成する。	1 式
7. 河川予備協議に係る資料の精査	過年度業務により作成した河川管理者との予備協議に係る以下の資料について、河川管理者からの指摘事項などの反映等の精査を行う。 ・河川協議書（案）及び図面 ・河川協議説明資料 ・用水諸元（水田減水深、畑日消費水量等）に係る資料	1 式
8. 事前評価チェックリストの精査	過年度業務により作成した事前評価チェックリスト及びその根拠資料について、事業計画書（案）等を踏まえて精査を行う。	1 式
9. 事業計画リーフレットのデータ作成	地元、関係機関向け事業計画リーフレットのデータの作成を行う。なお、印刷・製本作業は契約対象外である。 リーフレットの規格は以下のとおり。 サイズ ：A 3 横 折り ：2 つ折り ページ数：4 ページ（1 ページ目は表表紙、4 ページ目は裏表紙を想定）	1 式
10. 照査・報告書の作成	各作業項目の照査を行う。	1 式
11. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式

資料名・構成	適用
天竜川下流二期地区全体実施設計書	
1. 事業概要表	
(1) 事業概要表	
(2) 地区概要図	
2. 主要構造物設計調書	
(1) 設計調書及び標準図	
①船明ダム	
②船明取水工	
③豊沢揚水機場	
④浅羽揚水機場	
⑤磐田原揚水機場	
⑥新橋揚水機場	
⑦船明管理所 水管理システム	
⑧磐田用水東部 水管理システム	
⑨寺谷用水 水管理システム	
⑩浜松 水管理システム	
⑪用水路	
(2) 工事の施工年度割予定表	
3. 事業費総括表	
(1) 工事費明細書	
(2) 共同事業調書	
4. 添付図面 (A3版折込み)	
(1) 一般計画平面図	
(2) 主要構造物設計図	
①船明ダム	
②船明取水工	
③豊沢揚水機場	
④浅羽揚水機場	
⑤磐田原揚水機場	
⑥新橋揚水機場	
⑦船明管理所 水管理システム	
⑧磐田用水東部 水管理システム	
⑨寺谷用水 水管理システム	
⑩浜松 水管理システム	
⑪用水路	
平面図、縦断面図、標準断面図、構造図（地質図含む）、附帯施設構造図	

天竜川下流二期地区全体実施設計書 添付資料		
I 事業概要表		
(1) 事業計画概要表		
(2) 地区概要図		
第1章	目的	省略(別冊土地改良事業計画書参照)
第2章	地域及び地積	〃
第3章	現況	〃
第4章	一般計画	〃
第5章	主要工事計画	〃
第6章	附帯工事計画	〃
第7章	工事の着手及び完了の予定時期	〃
第8章	環境との調和への配慮	〃
第9章	事業費の総額及び内訳	〃
第10章	効用	〃
第11章	関連する事業	〃
第12章	現況・計画図面	〃
II 工事の実施計画		
第1章	主要構造物及び施設概要	
第2章	施設の実施設計	
第3章	施工計画	
第4章	工事の施工年度割計画	
第5章	効用	
第6章	他の事業との関連	
III 工事費明細書及び数量計算書		
第1章	工事費統括表	
第2章	工事費明細書	
第3章	単価表	
第4章	数量計算書	
IV 添付図面		
第1章	一般計画平面図	別冊
第2章	主要構造図	〃
V 参考資料		
第1章	各種協議編	
第2章	用水計画編	
第3章	施設計画編	
第4章	面積・営農編	
第5章	環境編	
第6章	効用編	